

ものづくりネット千曲規約

(目的)

第1条 このグループは、千曲市工業振興協議会のもとに、千曲市の製造業に関連する各企業の、地域における活性化、安定的企業運営、企業業績向上、発展存続に寄与する事業を、競争・競合から協調・協業とお互いに有機的に連携し、地域間競争並びにグローバル競争に勝ち残れる企業構築のため、必要な事業を実施することを目的とするものとする。

(名称)

第2条 このグループは、ものづくりネット千曲(以下、「グループ」という)と称するものとする。

(事業)

第3条 このグループは、第1条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) グループ会員企業の安定的企業運営、業績向上、発展存続に寄与できる事業
- (2) 共同受発注、販路開拓、情報交換、共同研究開発、技術向上、物流の共同化、地域ブランド化、関係団体との交流、検査装置の共同利用、その他の推進
- (3) 上記以外に目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 このグループは、グループの目的に賛同する千曲市内に主たる事業所を有する製造業に関連する企業の経営者及び代行者をもって構成するものとする。

(運営)

第5条 このグループには、会長1名、副会長1名、並びに会計監事1名を置き、これを三役とする。なお、三役は第3項に定める各部会の部会長をもってあて、各部会長の互選によるものとする。

- 2 グループには顧問を置くものとし、会長を退任した者をもってあてる。
- 3 グループの運営には部会を置いてあたり、各部会には、部会長1名、副部会長2名、幹事若干名を置き、会員の中から選出するものとする。なお、これらの者及び顧問を総称して役員とする。
- 4 グループの所掌は次の各号によるものとする。

- (1) 会長は、業務を統括し総会並びに役員会(以下、「会議」という)の議長となる
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する
- (3) 会計監事は、会計を監査する
- (4) 顧問は、グループの運営について助言を行う
- (5) 会議は、会長が招集する
- (6) 各部会の役員は、部会の運営等について審議し実施する
- (7) 部会は、部会長が招集する
- (8) 必要に応じて会員によるワーキンググループを設ける事ができる

(役員)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(事務局)

第7条 このグループの事務局は、千曲市産業支援センター内に置くものとする。

(会計)

第8条 このグループの運営に要する経費は、会費、負担金、その他の収入をもってあてるものとする。

- 2 このグループの会計は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 会費は暫くの間徴収しないこととし、負担金を徴収する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるものの他、グループの運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めるものとする。

- 2 引合い・取引等の基本条件は『自己責任』『自己利益』『自己負担』を原則とし、納期・クレーム・リスク負担・成果配分等の諸問題の処理は会員当事者及び当該企業間で契約し、相互理解・互恵互譲の精神で解決するものであることから、本会及び他の会員は一切責任を負わないものとする。

(附則)

この規約は、令和5年4月1日から施行するものとする。